

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木（主伐）の時期に関する指標であり、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、次のとおりとする。

地域	樹 種						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹
市全域	50年	40年	40年	35年	50年	60年	25年

※なお、標準伐期齢は主伐の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）する場合においては、次に示す施業の方法に従って適切に行うものとする。

施業の区分	標 準 的 な 方 法
育成単層林施業 人工造林又は、ぼう芽更新により高い林地生産力が期待できる森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林を対象とする。	① 主伐にあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに、林地の保全、雪崩、落石等防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。 ② 主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。 ③ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。また、ぼう芽による更新を行う場合は、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき、植えこみを行うものとする。 ④ 皆伐後、天然更新を行う場合は、1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工植林の場合に準じるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため10月から4月の間に伐採するものとする。
育成複層林施業 人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林を対象とする。	① 主伐にあたっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。 ② 択伐は、天然下種更新が確実な林分で行うこととし、伐採にあたっては森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰返し期間とし、伐採率は材積の30%を基準とするものである。 ③ スギを主体とする育成複層林施業を行う場合は、当面、常時複層林の二段林施業によるものとし、造林にあたっては、当該森林の林分が概ね9齢級以上に達した森林について、主伐を実施して植栽するものとする。 なお、造成後の上層木の主伐にあたっては、下層木に損傷を与えないように伐採方法に留意するとともに、主伐後速やかに植栽するものとする。

天然生林施業 主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林を対象とする。	① 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所については、モザイク状に設置するなど分散等に配慮するものとする。 ② 択伐による場合は、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間とし、伐採率は材積の30%を基準とするものとする。
--	---

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林は適地適木を旨とし、立地条件や既往の造林地の生育状況を勘案し、造林が容易で健全に生育し、材質等が優れている次の樹種を選定するものとする。なお、次の樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等に相談し、適切な樹種を選択することとする。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ケヤキ	
	キハダ	
	イヌエンジュ	
	アカマツ	
	カラマツ	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の植栽本数等は、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数を勘案して次を標準とする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）
スギ	疎密度仕立て（収量比数 0.5 ）	1,500 ～ 2,100
	疎～中庸密度仕立て（収量比数 0.6 ）	～ 2,500
	中庸密度仕立て（収量比数 0.7）	～ 3,000

※ スギ以外の樹種は、林地の生産力、立地条件を考慮して定めるものとする。

また、スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既往の植栽本数等を勘案して、植栽本数を決定することとするが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとする。

イ その他人工造林の方法

人工造林の方法については、次に示す方法を標準として行うものとする。また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮するものとする。
植付けの方法	地形及び既往の植付け方法を考慮して、植付け方法を定めることとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うことを原則とし、秋植えの場合には、苗木の根の成長が鈍化した10月～11月に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び林地の荒廃防止、早期回復並びに森林資源の造成をはかる観点から、3（植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在）に定める森林及び皆伐による伐採跡地については、原則として主伐後2年以内に植栽により更新を図ることとする。

また、択伐による伐採にかかるものについては、伐採による公益的機能への影響を配慮し、伐採後5年以内に人工造林により更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うものとし、立地条件や既往の生育状況を勘案し、健全に生育し、材質等が優れている次の樹種を天然更新の対象樹種とする。

天然更新の対象樹種	針葉樹、クルミ類、ケヤキ、トチノキ、シナノキ、ハリギリ、カンバ類
ぼう芽による更新が可能な樹種	ブナ、ナラ類、クリ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
2－(1)に定める樹種	10,000本を基準とする。

※ 期待成立本数は、現段階では確立されていないことから、今後の状況により確立された数値を優先することとする。

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案し、Ⅱ 第2 2－(1)に定める対象樹種の期待成立本数は次のとおりとし、天然更新を行う際にはその本数の10分の3を乗じた本数（ただし、草丈以上のものに限り）となった状態をもって更新完了とする。

また、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法については、下記イのとおりとする。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 表 処 理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈 出 し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所については、稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植 込 み	天然稚樹等の生育状況を勘案し、下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、必要な本数を植栽するものとする。
芽 か き	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり3～5本を目安としてぼう芽整理を行うものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新については、「秋田県人工林伐採跡地天然更新完了基準（秋田県地域森林計画編成業務要領）」に基づき、伐採後5年を経過した時点で林地の更新完了を判断することとする。

また、天然更新が期待できない以下の森林については、植栽による更新の確保を図ることとする。

- a 種子を供給する母樹が存在しない森林
- b 有用天然木^{注1}の稚樹の育成が期待できない森林
- c 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

※注1 有用天然木とは、Ⅱ 第2 2-(1) に定める樹種

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨とし、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

Ⅱの第2の1の(1)による。

イ 天然更新の場合

Ⅱの第2の2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点でⅡの第2の2(2)アに定める期待成立本数とする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林木の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における間伐の方法等を勘案し、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等については次のとおりとし、計画的かつ積極的な実施を推進することとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）					標準的な方法	備考	
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目			
スギ	中庸密度 仕立て	3,000	標準伐期の場合			長伐期の場合		・ 間伐の標準的な間隔は次を標準とする。 ①標準伐期齢未満：10年 ②標準伐期齢以上：15年 ・ 間伐率は、概ね20～30％とする 。間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う・立地条件の劣る森林における初回間伐等であつて、効率的な作業実施の上から必要がある場合については、列状間伐の実施も考慮することとする。		
			25	35	45	60	75			
			25年で除伐実施した場合							
			30 ～35	40 ～45	50 ～60					
			60年伐期の場合							
			24	31	38	48				
	中庸～疎密度 仕立て	2,500	25 ～30	35 ～40	45 ～50					
	疎密度 仕立て	2,100	25 ～30	40 ～45	50 ～55					

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の育成の促進及び林分の健全化を図るため、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、時期、回数、標準的な方法については、次により適切に実施するものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	9	11	13	15	17	19	24	25			
下刈	スギ	回 1	2	2	1	1	1	1									植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は6～7月頃を目安とする。		
つる切	スギ								1								下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。		
除伐	スギ									1		1		1			造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する侵入した広葉樹については、土壌の化学性の維持改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮する。 立木の成長の度合いに応じ不良木の淘汰のため、25年生の実施も考慮す		
60年伐期の場合																			

[illegible]

3 その他必要な事項
該当なし



《下刈り実施状況》

☒ 伐採（間伐含む）や林地を開発するときは、届出が必要です！

個人所有の森林であっても、地域森林計画の対象となる立木を伐採するときは、森林法により伐採する30～90日前までに「伐採および伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

1 ha以下の森林で、開発行為などにより立木を伐採するときも、伐採をする30～90日前までに届出書の提出が必要になります。

なお、1 haを超えるときは、秋田県へ林地開発の許可申請が必要になります。

平成28年5月の森林法改正により、平成29年4月以降に伐採および伐採後の造林の届出を行った方は、造林または天然更新の完了後に市町村への「伐採および伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が必要となりました。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域、及び当該区域内の森林施業の方法については、次のとおりとする。

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下：水源涵養機能維持増進森林)

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、土砂流出防備保安林（比較的地盤が安定している森林）ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池・湧水池・溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林などを区域として設定することとし、区域については別表1に定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、方法については別表2に定める。

森林の伐期齢の下限

区域	樹 種						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹
市全域	60年	50年	50年	45年	60年	70年	35年

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：山地災害防止等機能維持増進森林）、快適な環境の形成の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：快適環境形成維持増進森林）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：保健文化等機能維持増進森林）

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化等機能の維持増進を図るため、次の①～③の森林などを区域として設定することとし、区域については別表1に定める。

なお、区域において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定める。

①山地災害防止等機能維持増進森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能評価区分が高い森林などを区域として設定する。

②快適環境形成維持増進森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林などを区域として設定する。

③保健文化機能等維持増進森林

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域及び特別緑化保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林など市民の保健・教育適利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林などを区域として設

定する。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮したうえで伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力を活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については択伐による複層林施業を推進することとし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業を推進することとし、主伐の時期は標準伐期齢のおおむね2倍以上とすることとする。

なお、保健文化機能維持増進森林のうち、特に地域独特の景観等が求められる森林においては、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとし、それぞれの森林の区域については別表2に定める。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹局部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所の森林
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって、郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
- ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるものの、ハイキング、キャンプ場等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹 種						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹
市全域	100年	80年	80年	70年	100年	120年	50年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：木材等生産機能維持増進森林）の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林などを区域として設定することとし、区域については別表1に定める。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように設定する。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等生産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法とし、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本に、森林施業の集約化、路網の整備や機械化を通じた森林整備を図ることとし、方法については別表2に定める。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結に関する促進方法

該当なし

(2) その他

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市においては、所有者の高齢化が進んでいること、林業採算性の低下など森林所有者の林業への関心が低下していることなどから、森林所有者のみでは適切な森林施業の実施が困難となってきた。

そのため、意欲のある森林所有者や森林組合等へ森林施業の委託を進めるとともに、長期の森林経営委託への転換を促進し、森林経営の規模を拡大することとする。

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等へ対し、長期の施業の委託等森林経営の委託の働きかけや市広報による情報提供など普及啓発活動を行うこととする。

また、森林経営の受託を担う森林組合等の事業体を育成又は支援するとともに、施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の委託等に必要な情報を提供することとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

・森林所有者が長期の森林経営を委託する場合は、「森林経営委託契約書」等に基づき委託することとする。

・委託期間は5年以上の期間を定め、委託事項は森林施業の実施とともに立木の処分、森林の保護等についても委託の内容として記載する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、北秋田市森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進することとする。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有者のほとんどは、5ha未満の小規模所有者であることから、森林施業を計画的、効率的に行うため、市、森林組合、森林所有者等により森林施業の推進体制を整備するとともに、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、森林施業の共同実施又は経営委託を図っていくこととする。

また、経営委託の推進を通じ計画的かつ効率的な森林施業が実施されるよう森林組合など林業事業体の事業体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の早急かつ計画的な整備、造林・保育及び間伐等の森林施業の森林組合への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進することとする。

また、不在村森林所有者に対して、森林組合等への森林経営委託を働きかけるとともに、消極的な森林所有者に対しては集会等への参加を呼びかけ、集会等において林業経営への参画意欲の拡大を図り施業実施協定への参画を促進することとする。

さらに、民有林、国有林が連携しながら路網整備、間伐等の施業を行う森林共同施業団地の協定締結に向けた取組をする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者などが共同して森林施業を実施する場合には次に留意することとする。

ア 間伐を中心とする施業は、可能な限り共同で又は森林組合等の意欲のある林業事業体への経営委託により実施することとする。

イ 森林施業の共同化を効果的に促進するため、具体的な施業内容や作業路網等施設の設置や維持管理の方法について、共同して作業を行う者それぞれがあらかじめ確認することとする。

ウ 共同で施業を実施しようとする者それぞれが果たすべき責務等を明確にすることとする。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとする。

4 その他必要な事項

特になし

☒ 造林事業に対する市の補助金について

北秋田市では森林所有者や森林組合等が事業主体であり、国または県の補助金を受けて実施された造林事業に要する経費に対して「北秋田市民有林造林事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助金を交付し、森林の公益的機能や森林資源の保全を図っております。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

作業路網は、林業機械の導入による労働強度の軽減を含め、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図るうえで基盤となる施設である。

さらに、きめ細かな森林施業を実施するためにも作業路の整備は重要であり、既設の林道、作業路網との調整を図りながら、その効果が十分発揮されるよう、施業実施協定の締結を促進しつつ、重点的に整備を行うべき地区を含め、その整備を積極的に推進することとする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度は地域森林計画を踏まえ次のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度	備 考
緩傾斜地(0 ～15°)	車両系作業システム	100m/ha以上	
中傾斜地(15° ～30°)	車両系作業システム	75m/ha以上	

	架線系作業システム	25m/ha以上	
急傾斜地 (30° ～ 35°)	車両系作業システム	60m/ha以上	
	架線系作業システム	15m/ha以上	
急 峻 地 (35° ～)	架線系作業システム	5m/ha以上	

※「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラブブル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

※「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

路網整備等 推進区域	面 積 (ha)	開設予定 路 線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
(森吉)大滝沢	294	大滝沢線	5,500	⑬	
(阿仁)元屋布向 外	113	元屋布向線	2,200	⑱	

3 作業路網の整備に関する事項

国庫補助事業など活用した林道（林業専用道）の推進と併せ、間伐・保育を早急に進めるため、特にこれまで一度も間伐を実施していない森林が集中する地区、今後、間伐・保育作業を実施する必要がある森林が集中する地区、長伐期施業及び複層林施業の適切な実施のための高齢級間伐等の実施が必要な地区等の森林の作業路の開設を積極的に推進するものとする。

また、秋田県林内路網の整備の促進に関する条例に基づき県が定める林道路網整備計画による路網整備を推進するものとする。

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規定（昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）を基本とし、県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

別表 3 のとおり計画する。また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

開設した林道等の基幹路網については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林整整第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成するとともに適正に維持管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

効率的な森林施業を推進するため、基幹道路と連携するとともに丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本とし、県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

基幹路網と同様に、作業道台帳等を作成し適正に維持管理することとする。

4 その他必要な事項

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	番号
該当なし				

※ 合理的な搬出を行うため必要とされている施設（山土場、機械の保管庫、土捨て場など）や、その他森林整備のために必要な施設整備について記載

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業就業者及び林業後継者の育成のため、労働環境の整備改善に努めることとし、林業実践者との交流会や、秋田県林業大学校を活用した高い林業技術や知識の取得向上を目的とした講習会への参加を推進するとともに、雇用安定化・長期化を図るため、社会保険等への加入促進等、労働条件の改善や安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保についても指導を推進するものとする。

(1) 林業労働者の育成

林業労働者、特に若年労働者を確保するため、高性能林業機械のオペレーター養成等の事業を積極的に支援し、林業事業体の通年雇用体制の確立にむけた体制整備に努める。

現在、U J I ターン者を雇用している市内の林業事業体と連携を密にしてこれからも積極的な雇用を推進するよう働きかけるとともに、他の事業体へも優良事例として紹介し、林業就業希望者の雇用の推進を図ることとする。

(2) 林業後継者の育成

森林組合青年部、ヤングフォレスター7や林業後継者等による自主的なグループ活動を積極的に支援し、小中高生を対象とした林業への関心を高めるためのPR活動等を推進するとともに、森林組合及び林業事業体等と緑地環境科森林環境コースのある市内「秋田県立秋田北鷹高校」の生徒との交流の場を設定するなどして後継者の確保、育成に努める。

(3) 林業事業体の体質強化方策

林業制度改革等、林業諸情勢の変化にすぐに対応できるよう人材の育成及び、事業量の安定確保を図ることにより就労の安定化及び近代化に努め事業体の体質強化に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産コストの低減、林業生産性の向上、労働強度軽減等による林業経営の改善を図るため、高性能林業機械の導入を促進するものとする。

高性能林業機械の導入については、森林組合、林業事業体との連携を図りつつ、各種補助事業・融資制度の活用により促進するとともに、国、県が行うオペレーター養成の研修会についても参加の呼びかけを推進するものとする。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現状(参考)	将 来	
		作業システム	

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

伐倒 造材 集材	緩傾斜地	チェンソー →グラブプル	車両系	(伐木・造材) (搬出) ハーベスタ フォワーダ
	中傾斜地	チェンソー →クローラ	車両系	(伐木・造材) (搬出) ハーベスタ フォワーダ
			架線系	(集材) (造材) (搬出) スイングヤーダ プロセッサ フォワーダ
	急傾斜地	チェンソー →自走式搬機 →チェンソー	車両系	(造材) (搬出) プロセッサ フォワーダ
			架線系	(集材) (造材) (搬出) スイングヤーダ プロセッサ フォワーダ
造林 保育等	地ごしらえ 下刈り	人力 →刈払機 →チェンソー	保育用ベースマシン+アタッチメント	
	枝打ち	人力	自動枝打機	

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材流通については、素材の規格など流通関係者のニーズに応じていくとともに、加工コストの低減を図るため、出荷施設の整備や複数工場の連携等を推進し、木材の安定的な供給に努めるものとする。

木材の供給にあたっては、国有林・民有林を通じて川上から川下まで一体となり、関係者の一層の合意形成を進め、効率的な加工・供給体制の整備を推進することとする。

なお、林産物の生産・流通・加工・販売施設の現状については別表4のとおりである。

☒ ヤングフォレスター7って？

米代東部森林管理署を事務局として当該森林管理署内の県（北秋田地域振興局）及び市町村の若手林務担当者を中心に構成された組織名で、平成29年8月より活動開始しています。「7」は参加団体数を表しており、米代東部森林管理署、鹿角地域振興局、北秋田地域振興局、大館市、鹿角市、北秋田市及び小坂町が参加しています。